

疾病、傷害及び死因に関する分類 (総務省告示第三十五号)

○ 總務省告示第三十五号
 疾病、傷害及び死因の統計分類 (以下「本分類」という。)は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して設定する。ただし、我が国の疾病構造等にも配慮する。
 4 疾病、傷害及び死因の統計分類の構成及び分類符号の表記
 本分類は、以下の分類表により構成されている。
 (1) 基本分類表 (章分類22項目、基本分類14,609項目)
 (2) 疾病分類表 (大分類85項目、中分類148項目、小分類374項目)
 (3) 死因分類表 (133項目)

- 1 統計基準の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類
- 2 疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。
 3 疾病、傷害及び死因の統計分類の設定に当たっての基本的な考え方
 疾病、傷害及び死因の統計分類 (以下「本分類」という。)は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して設定する。ただし、我が国の疾病構造等にも配慮する。

4 疾病、傷害及び死因の統計分類の構成及び分類符号の表記
 本分類は、以下の分類表により構成されている。

- (1) 基本分類表 (章分類22項目、基本分類14,609項目)
- (2) 疾病分類表 (大分類85項目、中分類148項目、小分類374項目)
- (3) 死因分類表 (133項目)

基本分類表の章分類の名称並びに基本分類表、疾病分類表 (大分類、中分類及び小分類) 及び死因分類表の章分類別項目数は、次の表のとおりである。

章分類	基本分類表			疾病分類表			死因分類表
	基本分類	大分類	中分類	小分類			
I 感染症及び寄生虫 (A00—B99)	920	6	10	29	12		
II 新生物 (C00—D48)	874	6	12	46	26		
III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 (D50—D89)	192	3	3	5	3		
IV 内分泌、栄養及び代謝疾患 (E00—E90)	412	5	5	13	3		
V 精神及び行動の障害 (F00—F99)	504	5	8	9	3		
VI 神経系の疾患 (G00—G99)	389	1	7	15	6		
VII 眼及び付属器の疾患 (H00—H59)	307	3	5	13	1		
VIII 耳及び乳様突起の疾患 (H60—H95)	135	6	8	14	1		
IX 循環器系の疾患 (I00—I99)	453	7	12	33	20		
X 呼吸器系の疾患 (J00—J99)	279	7	12	23	7		
XI 消化器系の疾患 (K00—K93)	503	8	14	33	7		
XII 皮膚及び皮下組織の疾患 (L00—L99)	399	1	4	13	1		
XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患 (M00—M99)	623	5	11	26	1		
XIV 泌尿路生殖器系の疾患 (N00—N99)	505	4	9	23	7		
XV 妊娠、分娩及び産じょく (O00—O99)	501	5	5	13	1		
XVI 周産期に発生した病態 (P00—P96)	389	1	3	7	7		
XVII 先天奇形、変形及び染色体異常 (Q00—Q99)	707	1	3	16	8		
XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの (R00—R99)	398	1	1	7	4		
XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響 (S00—T98)	1,629	3	6	20	12		
XX 傷病及び死この外因 (V01—Y98)	3,732	—	—	—	—		
XXI 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用 (Z00—Z99)	712	4	7	13	—		
XXII 特殊目的用コード (U00—U99)	46	3	3	3	3		
計	14,609	85	148	374	133		

本分類の分類符号は、アルファベットと数字で表記し、基本分類表の基本分類においては、符号が4桁以上になる場合は、3桁目と4桁目の間に小数点を付し、疾病分類表においては、アルファベットと数字の間にハイフンを用いる。

5 疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たって留意すべき事項

本分類の適用に当たっては、次項の分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

6 分類表

以下略